

育児休業取得意向の確認が義務化されました!



令和4年4月から育児介護休業法の改正に伴い、職員本人又は配偶者による子の妊娠・出産の申し出をした教職員を対象として、大学より育児休業の制度周知及び育児休業の取得意向の確認が義務付けられました。

ついては、以下の「妊娠・出産 等申し出サイト」から、職員本人又は配偶者による子の妊娠・出産の申し出をお願いします。

なお、本学では育児休業等の申し出をしたこと又は取得したことを理由として、不利益な取扱いをしないことを申し添えます。

URL: <https://kochi-u.ac.jp/sharepoint.com/sites/shussann>

スマホはこちらから /



■申請方法 ※全学認証IDが必要です。

- ①kから始まる職員番号@kochi-u.ac.jp を入力
- ②全学認証IDとパスワードを入力して、サインイン
- ③「申し出はこちら」をクリック



産後のお母さんの心と体は不安定になりがちです。
そんなとき、頼れるお父さんが一緒に育児をしたら、
お母さんはどんなに心強いでしょう。

お父さんが一緒に子育てすることには、お母さんはもちろん、赤ちゃん、お父さんにとっても、うれしいことがたくさんあります。
子供の成長は想像以上に早いものです。育児休業の制度を上手に活用して、赤ちゃんとの「今」の時間を大切に過ごしませんか?
家族を大切にするあなたは職場でも大切な存在です。

(男女共同参画推進室長 廣瀬淳一)

国立大学法人 高知大学 〒780-8520 高知市曙町 2-5-1

【男女共同参画推進室】

(男女共同参画支援ステーション)

TEL 088-888-8022 FAX 088-888-8023

Email: sankaku@kochi-u.ac.jp

【総務部人事課】

TEL 088-844-8584, 8664

Email: kj08@kochi-u.ac.jp



令和7年4月改訂



安心して生き生き働くための
育児介護休業制度のご案内

仕事とプライベートの ハーモニー



高知大学
男女共同参画推進室



高知県ワークライフバランス
推進企業認証

ワークライフバランスの推進に取り組んでいます



ライフステージに応じた柔軟な働き方ができるように様々な制度があります。

このパンフレットでは、本学の職員が活用できる制度についてお知らせいたします。制度を上手に活用して安心して育児・介護と仕事を両立してください。

制度の活用… ■ 女性のみ ■ 男性のみ ■ 女性・男性

健康

- 人間ドックの受診 業務遂行の免除
- 生理休暇 病欠休暇、必要と認められる期間
- 妊娠や出産機能に有害な業務の禁止(女性労働基準規則)



- ① 重量物を扱う業務(継続作業20kg以上、断続作業30kg以上)
- ② 有毒物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所で行われる業務



結婚

- 結婚休暇 連続5日以内

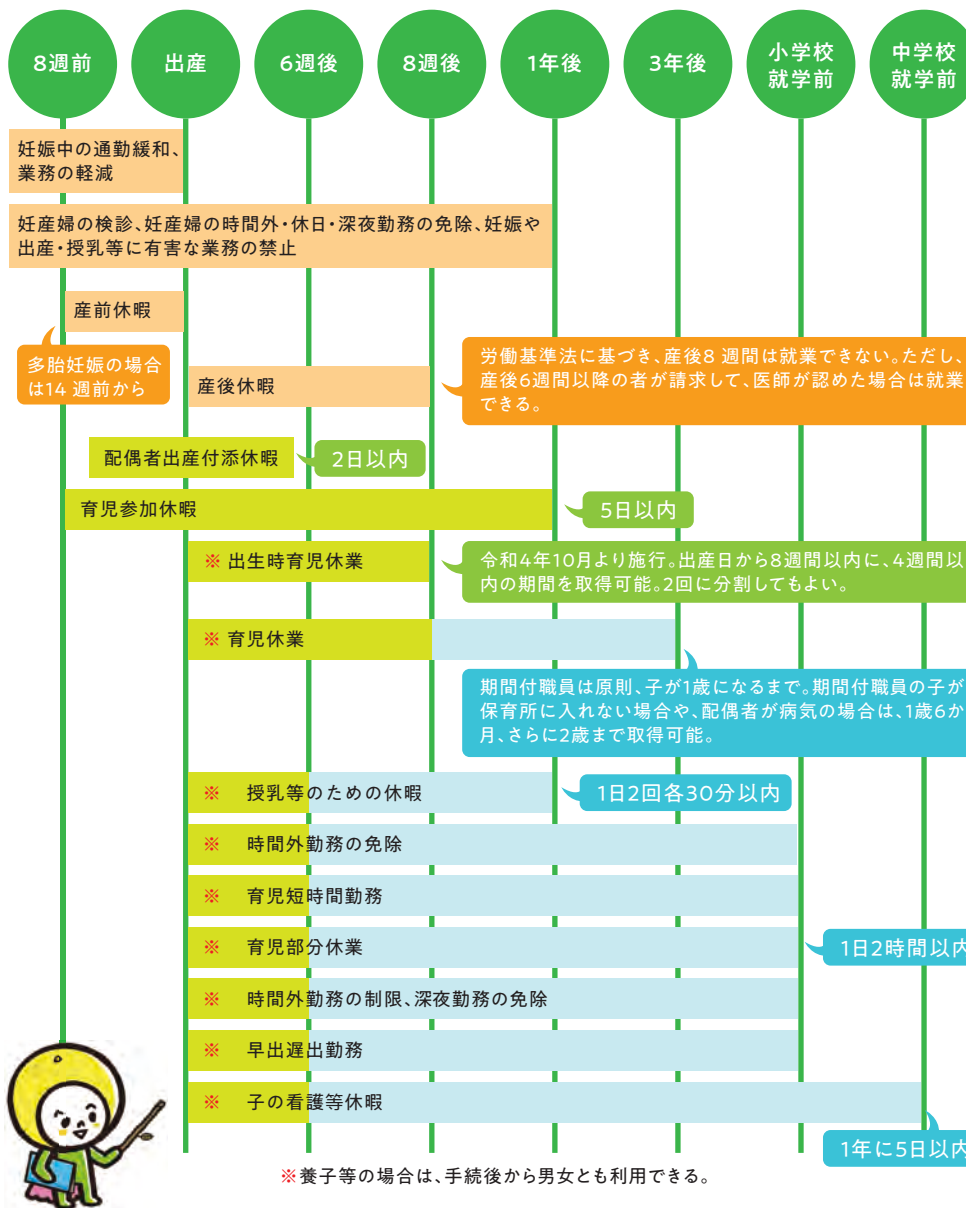
介護

- 介護休暇 1年間5日(2人以上の場合は10日)
- 介護休業 対象家族1人につき3回まで(常勤通算186日、期間付職員通算93日)
- 介護部分休業
- 時間外勤務の免除・制限、深夜勤務の免除
- 早出遅出勤務



妊娠・出産

育児





出産・育児での休暇等

■ 女性のみ ■ 男性のみ ■ 女性・男性

時 期	休暇等の種類	内 容	有給・無給		
			常勤職員	有期雇用・特任職員等	非常勤職員
不妊治療に係る通院時など	出生サポート休暇	4月～翌3月の年度内に5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日)	有給	有給	有給
①妊娠満23週まで ②妊娠満24～35週まで ③妊娠満36週～出産 ④産後1年	母子健康法に規定する保健指導又は健康診査受診のための業務遂行の免除	①4週に1回 ②2週に1回 ③1週に1回 ④1年に1回	有給	有給	有給
妊娠中	通勤の混雑緩和のための業務遂行の免除	1日1時間未満	有給	有給	有給
	休息・補食のための業務遂行の免除	適宜(休息・補食に必要と認められる時間)	有給	有給	有給
出産前8週	産前休暇	出産予定日前8週間(多胎妊娠は14週間)	有給	有給	有給
出産後8週	産後休暇	出産翌日から8週間	有給	有給	有給
出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日まで	配偶者出産付添休暇※1	2日の範囲内(1日、1時間又は1分単位)	有給	有給	有給
出産予定日の8週間前から出産の日以降1年を経過する日まで	育児参加休暇	5日の範囲内(1日、1時間又は1分単位)	有給	有給	有給
出産後8週	出生時育児休業※4	出産日から8週間以内に4週間以内の期間を定めて2回まで	無給※2	無給※2	無給※2
1歳の誕生日の前日まで	育児休業※4	期間付職員※3 1歳の誕生日の前日までに2回		無給※2	無給※2
3歳の誕生日の前日まで		常勤職員 3歳の誕生日の前日までに2回	無給※2		
1歳の誕生日の前日まで	授乳等のための休暇	1日2回それぞれ30分以内(男性の場合は、妻が同日に利用した時間を差し引いた時間)	有給	有給	有給
小学校就学の始期に達するまで	時間外勤務の免除※4	1回の申請につき1月以上1年以内の期間			
	育児短時間勤務※4	1週間当たり19時間30分～30時間の勤務	勤務時間に応じて支給	勤務時間に応じて支給	勤務時間に応じて支給
	育児部分休業※4	1日2時間以内、30分単位の休業措置	勤務しない時間に準じて減額	勤務しない時間に準じて減額	勤務しない時間に準じて減額
	時間外勤務の制限※4	1月24時間、1年150時間以内に制限			
	深夜勤務の免除※4	深夜勤務(午後10時～翌日の午前5時)を免除			
中学校就学の始期に達するまで	早出遅出勤務※4	始業午前7時以降、就業午後10時以前の範囲で、始業・就業を変更(30分又は1時間単位)			
	子の看護等休暇	4月～翌3月の年度内に5日、2人以上の場合は10日(1日、1時間又は1分単位)	有給	有給	有給

※1 配偶者は、事実婚、子は養子を含む。以下同じ。

※2 大学からの給与は支給されませんが、雇用保険より育児休業給付金(原則1歳まで)の支給があります。

※3 非常勤職員、有期雇用職員、再雇用職員、特任職員。

※4 請求にあたり要件があり、雇用形態・勤務時間により取得要件が異なります。詳細については「育児休業等に関する規則」等(http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/150020.pdf)を参考、もしくは事務担当にお問い合わせください。



Q1 妻が出産。夫は休みをとれる？

妻の出産の時に2日(出産付添休暇)、また出産前8週間から出産後1年を経過する日までに5日(育児参加休暇)の有給休暇がとれます。

Q2 育児休業を取りたいけど、経済的な不安があります

育児休業給付金の給付率は、「基本給+手当(ボーナス除く)」の67%(1～6カ月まで、7～12カ月は50%、ただし上限あり)です。育休中は社会保険料が免除され、無給であれば所得税や雇用保険料も免除されますので、実質的には手取り賃金の約80%になります。

Q3 子どもが小さいので、働く時間を短くしたい

短時間勤務制度を使えば、働く時間を短くできます。また小学生未満のお子さんを養育している場合、時間外勤務の免除を申し出ることができます。

Q4 子どもの授乳、託児所への送迎が・・・

1歳未満の子どもの授乳、託児所への送迎の場合、1日2回各30分以内の休暇がとれます。

Q5 子どもが急に熱を出したら？

子の看護等休暇制度があります。中学校就学前のお子さんの看護(予防接種・健康診断を含む)等のために5日(2人以上の場合は10日)の休暇がとれます。

Q6 育児をしているので、研究の遅れが心配です

妊娠中や育児中の研究者は、研究支援員制度を利用することができます。詳細は男女共同参画支援ステーションにお問い合わせください。

Q7 妊娠中ですが、研究のために力仕事が必要です

ライフイベント中(妊娠・育児・介護)の女性研究者は研究のために力仕事サポーター制度を利用することができます。男女共同参画支援ステーションへお問い合わせください。

Q8 土日に入試がある時、子どもを預けたい

土日に入試やオープンキャンパスがある時には、各キャンパスに保育室を設置しています。

Q9 高知大学で学会を開催する時に保育室を設置したい

男女共同参画推進室では、学会で保育室を設置する際の情報提供をしています。



介護での休暇等

休暇等の種類	内 容	該当する要介護者の範囲	有給・無給		
			常勤職員		非常勤職員
				有期雇用・特任職員等	
介護休暇	4月～翌3月の年度内に5日 要介護2人以上の場合は10日(1日1時間又は1分単位)	○配偶者※1、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 ○同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	有給	有給	有給
介護休業※4	常勤職員 通算186日(対象家族1人につき3回まで)	○配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 ○同居の父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子(同居はしていないものの泊まり込みにより介護をする場合も含む)	無給※2		
	期間付職員 ※3 通算93日(対象家族1人につき3回まで)			無給※2	無給※2
介護部分休業※4	○1日4時間まで ○連続する3年間において必要と認められる期間		勤務しない時間に準じて減額	勤務しない時間に準じて減額	勤務しない時間に準じて減額
時間外勤務の免除・制限※4	○時間外勤務を免除 ○時間外勤務を制限(24時間/月、150時間/年以内)				
深夜勤務の免除※4	深夜勤務(午後10時～翌日の午前5時)を免除				
早出遅出勤務※4	始業午前7時以降、終業午後10時以前の範囲で、始業・終業を変更。(30分又は1時間単位)				



※1 配偶者は事実婚、子は養子を含む。以下同じ。

※2 大学からの給与は支給されませんが、雇用保険より介護休業給付金(93日まで)の支給があります。

※3 非常勤職員、有期雇用職員、再雇用職員、特任職員。

※4 請求にあたり要件があり、雇用形態・勤務時間により取得要件が異なりますので、詳細については「介護休業等に関する規則」(http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/150021.pdf)等を参考、もしくは事務担当にお問い合わせください。



Q1 家族の介護が必要なんです……。

介護休暇制度があります。要介護状態の家族がいる場合、5日(2人以上の場合は10日)の休暇がとれます。

Q2 要介護認定を受けていないと介護休暇または介護休業は取れないのでしょうか。

要介護認定を受けていない場合でも利用できます。介護休業を取得する場合は、病院が発行する診断書(介護が必要であることを証明するもの)を提出してください。介護休暇については必要書類はありません。

Q3 親を病院につれて行くので、午前中だけお休みをとりたいのですが？

介護休暇は1分単位で取得できますので、例えば午前中の3時間30分だけ介護休暇をとってお休みすることも可能です。

Q4 介護が長くなりそうですが……。

介護休暇の他に介護休業制度があり、通算186日(期間付職員は93日、対象家族1人につき3回まで)取得することができます。介護休業期間中は大学からの給与はありませんが、雇用保険より介護休業給付金(93日まで、「基本給+手当(ボーナス除く)」の67%、ただし上限あり)の支給があります。休業中、無給であれば所得税や雇用保険料は免除されます。

Q5 家族の介護をしているので、研究の遅れが心配です。

介護中の研究者(男女とも)は、研究支援員制度を利用することができます。詳細は男女共同参画支援ステーションにお問い合わせください。



Q6 介護休業や、育児休業を取得する際の授業の引継が不安です。

教員が介護休業・育児休業を取得する場合には、講義および演習のための代替の非常勤講師手当(旅費を除く)を全学予算で措置することができます。詳細は所属する部局の事務担当にお問い合わせください。

